古今集序

紀人註

古今和評集序註第五

雜體

古注云物ごとの人の心を其雜體
ほどにこゝろのうつる時ごとを
あらはすゆゑにて住よつてさまざまに
ことばのうつりたるなり王仁といふ
人のよりはじめて領てよりつぐる
事也梅の花を云々 古注
梅を應神天皇の崩御ありし
とて第六雅名親王の御位

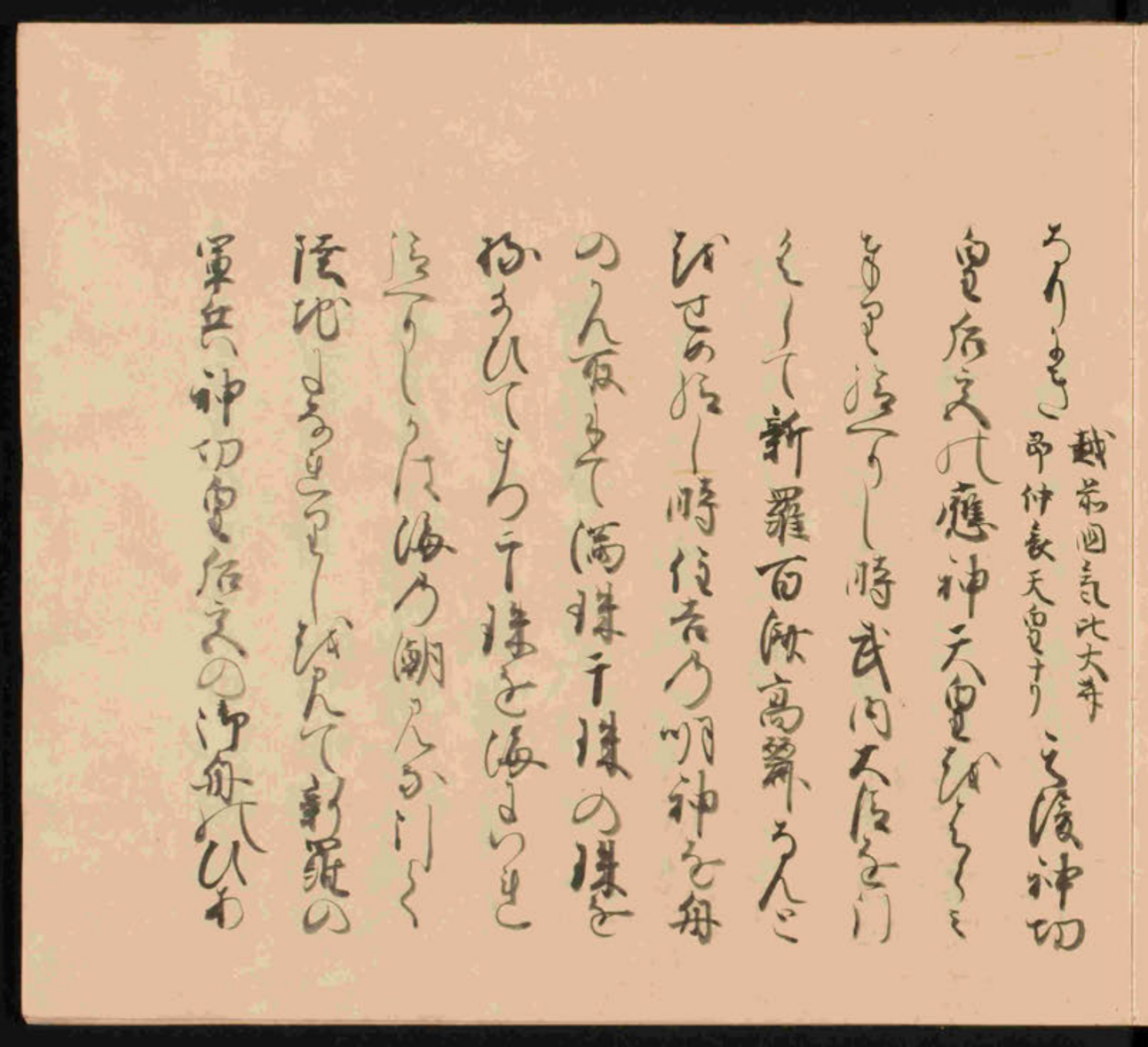

りてうちそをし海さてうち
そうまて中よそうこうてう
まんとせし時儀珠を又海く
もおとりしうち朝倭よりまり
て新羅軍兵皆たほそてう
せよとりまて新羅の軍海もて
神功皇后えれ怖畏おひまり
そて新羅王降う幡を出さ
えて降りおし時新羅の宝こ
なりん物うちもまとし作まて

時ひとたびして王降國をうち
こうて百済うし貢者れなう
あもしまてもまうし神功皇后
天地とたを日本國へのそたう
て氏朝の位下とせう應神
天皇の役新羅せおおし軍
場もてまそよせまおうんを
与おうし神功皇后と帰
えを百てこうまおて断えてのお
くえもまうし胎内

たる海人ばらを大将軍として頼
りてうつたふる四方の海と
もまつろひてみつきもの
たてまつりこのかせん軍場とひ
海よとうひ方くにんりくて
いるかりてもいうそんるまて海
よとへたるのをしをうしこる
ほたる事四つまでいまし給
うとゝ地神祖よこうひて
そまりんとまつりかあ

こくわりてまつりたる日本書
紀につまて字佐まて
おりより八月十六日の投新宮
をさのぼり將海底よりあく
人をはかりおりてまつりまし参郷
のたなる箱崎の濱の砂を佛
像をまてもひ供養をとゝ
りくて百姓の命をまひ
禁制三箇中よ新羅の軍兵の
海底よりうつはをまひて

ちいさき男子ありけるを
そのまゝ放生會として今も
八月十五日には宇佐より里人
いでゝ此事ありけるとぞ
さて神功皇后攝政元年
一年保ませて後應神天皇
御位をゆづりまします
なりしかば此ほとりを應神
の御下として數年之應神崩御
ありしかば大鳥郡三里に葬
まつりまゐらせ
其御墓所を御陵と
いふなり
日本記云
應神天皇以未年宇治稚郎子
東宮坊仍應神崩御之後以

宇治稚子可即位之由被進申
之時稚子曰我未可何為可即
位哉公兄宜有即位之由又被進
申之如此相互御辭退具聞諸
國貢物可納受之徒經二个年
畢于時稚子思念之曰如今者
遂無生于天下兄為不辭不如
我速死忽以御菟於時大鷦鷯
天皇從難波津以車宇治悉
泣曰公何圖我先國時稚子
俄蘇生而曰是天運有限事也
言曰何可留又於椋邑遂幸去
此時有新羅之王仁可即位
之由以難波津之詞奉進之仍
天皇御即位故曰御門御始也
凡此帝為專以理世接民為慮
殊以歸佛施僧為務所以或授
先王之法服而慈寒夜之窮會
或停三年之貢物以息百民
之愁夜閭家高樓遠民煙視之

而曰民既富矣又富時佰咲曰御
膳御服御殿随仰早賤何ッスノ如
此言辛玉答曰未開民富君貧
即御製曰
高屋ニ昇テ見者煙立民之伽
磨戸閉ス不羽悲ム気梨
惣而位八十七年寛政百二十七年
絶常篇希先祖者欤世号仁徳
天皇平野大明神即是也此仁徳
天皇ハ應神第四御子也以来ヲ

淳ツ乃淳ラめし云淳ツ乃汗事を
辛よろこぶ云ぞ云ふみ
淳即位此辛よりて始て淳位
よばを辰しと淳ツ乃淳辰と
よろこぶ仁徳天皇ハ朝の賢者
の始なれば此ふ淳ふ此辛ハ
淳門ハ淳ラめやとと
同之世帝ハ人王十七代乃淳ツ也
あそ云ふ淳ツ乃淳辰やとや
此日本國乃淳ツ乃始をいふ云事の

代々八國常立尊より以来
の神代々々天照大神を始
人皇の代々は神武天皇を始
め奉り神の如くにおわします人
皇始めまします代々の
名号
答云ふ所の三の字を去る
事帝王の代にあらざるが如し事
始めより終りまで二ま注

依よつて始終一時の事
注つの注をもつて云ふ三ま注天
神七代地神五代の尊たいま
た地天鵜鵜注つ草葺不合
注よつて始終の注
云ふ所なり注つの注
云ふ所の神十二代并ま
人王十七代まであわ
申すべし

史一陽神 史二陰神 史三
國常立尊 國狭槌尊 豊斟渟尊
右三代の神を地ひ

中に物あり形象の如し
一則神あり名を伊弉諾尊
惠
泥土瑗尊 陽神
面足尊 陽神
次土瑗尊 陰神
惶根尊 陰神
次に三柱陽あり六柱陰あり
おのおの二柱ずつ男女婚合の
事あり又陰と陽と和合して
伊弉諾尊 陽神
伊弉冉尊 陰神
此二神もろもろの陰陽
往来時所生の国あり
そのあらましをしるすに
てきそうおよび淡洲をもって
さきとする淡洲のさきとする
一の嶋となる今の淡路嶋也
ありうれば此二神下りて夫婦
となり先ず大八嶋をはじめ次に
本草木此時生ず此所
三男ありこれ所謂日神 月神
蛭子 素盞嗚尊等也

（淡路国より天遷してまつる）　地神人代　天神七代の半

天照太神　男神

地神の伊弉諾伊弉冉尊二男より

日神ましまして人王十一代垂仁天皇

廿五年丙辰伊勢国大十鈴川より

自天降立給ふ則ち

天皇第三女倭姫命に勅して

正哉吾勝々速日天忍穂耳尊陽神

天照太神を奉じて二代地神

とぢめや天子ましまさゞる

當日本國をおさめたまふ

天津彦々火瓊々杵尊陽神わたつみ

ほだかの尊を妃として

天津彦々火瓊々杵尊陽神わたつみ

ほだかの尊を妃として高皇産霊尊の

姫ましまして百王一姓也

彦火々出見尊陽神

彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊を

母玉依姫ましまして

天照太神の根

代を傳えた事六十三万七千八百九
十二年也
史
彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊 陽神
日向高千穂宮に都を定給ふ事
凡百七十九万二千四百八十年也
神武天皇 人王代
鵜葺草葺不合尊汐干玉汐満玉
海龍王女玉依姫と申奉る
玉依姫一時産屋乃棟の上
より産落給ひて男子
御坐ありしを両産へたてまつり
て男子と知る人女子と
小産なれんとて知る人
ありて産屋へ三年
籠りて産屋
より

永國の人王九拾代神日本
磐余彦帝と申庚午年
より御即位十九年目にあたる
辛酉の年御位を
譲給ふ定て百七十六年御年百廿七
歳崩御時に綏靖天皇
と申奉る
とうとうとのいで舟うそうそ
わうとうとうとうとうとうとうせ〳〵

第二
綏靖天皇
神武第三皇子御母
媛蹈鞴五十鈴姫命事代主神
神津岐耳帝ゟ世次た
ゝる事拾四年四十三年にして
一年よわりて崩御孔子ハ生れ
ゟゟんの年也
或経文ニ我遠三聖化度震旦
しゝゟゟ三聖とハ時孔子
老子

穎国此三人ばかり表奏よばかりて初門人成ばかりのおよて元をとりまとて仁義礼智信を教て後おもてこまかりそともを整ふ鵜羽葺萱不合尊よまつもとつおよてたまふり孔子ばかし帝の代よおふりて誕生ふふ時代おふ後せり是不審を尋て正事をまつ〳〵治也三年壬午始山陽道

安寧天皇

綏靖第二帝子御名ハ神渟名川耳尊
鈴依姫事代主神ノ女ノ娘ヲ妻ニ
磯城津彦玉手看ノ御子ノ節
ヲ世ニ保ツ事三十八年ヲ

懿徳天皇

庶中姫事代主神ノ孫女ヲ在位ヲ
十四年七年ヲ世ヲヲサメシ
辛一年御子ノ御名ハ
大日本根子彦太瓊帝ト申ス

第五 活也元年乙亥踏鞴山陽通

孝照天皇

諡徳太瑞命

息石耳命ニ譲ル

第六 孝安天皇

孝照第二御子御母ハ皇太后ノ

妹ニ坐ス姫ニ坐ス乃チ幸即

位之年乙亥活也百二年宮ヲ

秋津嶋ニ遷シ御幸

百卅七年活也卅二年庚申出雲國

杵築神天降

第七 孝靈天皇

姫帝ハ孝安乃天皇御

后押姫也姫押姫ハ天津

兄虎國押人命ノ女也七十六

年也治保テ御命ハ一百十也乙

丑ノ年活也卅年乙亥近江

水海遷都同卅六年丙午大倭奏

代無

第八 孝元天皇

孝靈天皇太子也御母倭
細姫以細姫八磯城縣主大目
女也地帝以約号之大日本根
廣國尊以帝崇之地帝遠
人事辛卯東海道踏於四十三
年而海道踏於四十年而於
置諸國四九年以漢魚
鬼
開化天皇
孝元第之心御母大伯臀色
謎命と為妃生稚日本根廣
太日日乃帝と号元年八甲申
治世六十八年六十六歳倭
姫命を春日の率川宮を定
御年一百十八女伯四人男女御子
六人そなたまいる男は明神
も心地帝乃時十九年壬申於征
新羅とんぐり
崇神天皇
開化天皇第二御子御母大伯
伊香色謎命大綜麻杵女

此時國民病みて死する事
あり又は天照太神を笠縫
里に祭りまた倭國に社を定め
神地神のをまつれりこれ後
民ども不回治りて國ゝ亂れ
日月を射給ふをもて御災
物ありの山沙也元年甲申
造神靈寶劍一口三年丙戌条
天神地神四八年辛未始造歌酒
同十一年甲午九月十六日進鄙年支

顯ゝ同六年己未従天神寶降
治也六十八年前

第十一
垂仁天皇

崇神第三御子皇太后御間
城姫大房命女也治世七年戊申御撰
始同卅六年丙辰神乃教まもて
天照大神ゝをもて伊勢國ゝ
十鈴川ほとりまもり祭たて
てそう治事をもより始まりより
ひとり人の死る時つゐに人を

生ぜり。墓乃内よりつぎこのはなし
世津つもりおくそのて五十八代
を伊てそこのくに（）うちある警
津（ツ）の命（ノミコト）宮て祝（ハフ）り神（カミ）り
て物をえ事あるとうの
宮（ミヤ）給（タマ）ふ時をまてうち
て物の給（タマ）ふをまつ御中（ミナカ）主（ヌシ）
大宮（オホミヤ）後漢（ゴカン）奥（オク）日九十六年丁卯（ヒノトウ）仏法
始（ハジ）届（トド）漢（カン）當（マサ）釋尊（シヤカソン）入滅（ニュウメツ）一千十六年（ヒノトウ）
景行天皇（ケイコウテンノウ）

景行第三皇子大帝次帝垂
二子あて生（ウ）まれ給（タマ）ふ次帝
の王子（オウジ）日本武尊（ヤマトタケルノミコト）とうりて
此乃御年白鳥（シラトリ）とうりて宮
の内（ウチ）をおりて仲哀（チュウアイ）天皇（テンノウ）
御代（ミヨ）大百野（オホヤノ）皇女（ヒメミコ）天照太神
の社（ヤシロ）をうつし給（タマ）ふ
甲子（キノエネ）十一月十六日甲子（キノエネ）誕野新宮
あらそれしめ給（タマ）ふ國（クニ）の百
姓（ショウ）なる事（コト）もとより給（タマ）ふ

又武内宿祢を棟梁の臣となす
是の月十八年なる定国号
成務天皇 庚申十三
景行第四子淳名城入彦八坂入
姫とも申す 帝王治世之年 辛未
國々郡を定む 武内宿祢棟
梁たりしとなり 庚寅
仲哀天皇
日本武尊第二王子也 御母は大
伯西道入姫命 女心為征新羅
長門國穴門豊浦宮に御宇
武内宿祢棟梁たり
任ず 治世九年 庚辰 前御
越前國気比大菩薩を
神功皇后
仲哀天皇 息長の姫尊 帰従
新羅 百済 任那 毎年高額
治世元年 三韓 百済 任那
そして新羅高麗百済 任
ず 治世六年 庚戌 大国魏 貢

同六十六年大國吾代與治也六
十九年己丑山明御新羅を討玉ふ
時征取任若明神化現して
通り給ふ故に廣田大明神と
申六

應神天皇

御母神功皇后御懐胎の時
御出生の地にて御誓約
有て高麗百濟新羅三韓
同十六年乙巳五経博士百濟國
王仁来朝十四年癸未歌道始

仁徳天皇

應神御四十一年壬寅
立太子御年廿六
御即位元年癸酉御位
を譲り給ふ御弟
仁徳天皇
御治世七十年の内
三ヶ年の間
帝王御位をも
受給はず御
兄の

姫勝橘朝臣姓者(シヤ)元人(ヒト)則左大
臣諸兄(モロエ)公第二男従四位下
上総守(カミツフサノカミ)奈良麻呂(ナラマロ)謀反(ムホン)誅(チウ)之(ノ)時(トキ)
父(チヽ)母(ハヽ)并(ナラ)兄弟(ケウダイ)姉妹(シマイ)皆(ミナ)流(ルヽ)
佳(カ)茂(モ)親王(シンワウ)を陸奥(ムツ)へ流(ルヽ)
時(トキ)に従(シタガ)ひ国(クニ)の人(ヒト)ともの多(オホ)く
是(コレ)に流(ルヽ)されてあるを憐(アハレ)みつゝ
てゝ恨(ウラミ)なりの事(コト)を
歌(ウタ)よりつゝまやかなりける駿河
采女(ウネメ)と云(イヘ)るを雑使(ゾウシ)と云
物(モノ)ゝ采女(ウネメ)を召(メ)して
ある時(トキ)に酒(サケ)を盃(サカヅキ)にて
酌(クム)ひをゝこゝて世(ヨ)を後(ノチ)て
かゝる事(コト)もあれをすゐく
いとしくありて酒(サケ)をゝくり
ける此(コノ)人(ヒト)のうまれて橘姓(タチバナセイ)を
給(タマハ)りて詠(ヨミ)給(タマ)ひし
歌(ウタ)百(モヽ)余(アマリ)首(シユ)集(アツメ)
て一(ヒト)巻(マキ)に

同之地名乎以別称之乎乃
至云々乎以下小字乎以書之
人乃父母乎毛云々乎
答雖陰陽乃乎以主仁与伝
給比乎以天陽乎必陰与山乃
乎以男女乃交合之儀乎
云々
雖然男女乃儀乃如比二
乎以天地乎毛可申比二
乎以奥義乎毛可書天
地乃乎以下悪形乃
乎以天地乎毛可書
乎以陰陽乎云々
天地陰陽乃
乎以下悪形乃
乎以天地乎毛可書
乎以陰陽乎云々
雖然男女乃儀乃如比二乎
以天地乎毛可申比二
乎以奥義乎毛可書天
地乃乎以下悪形乃
乎以天地乎毛可書
乎以陰陽乎云々
天地陰陽乃
乎以下悪形乃
乎以天地乎毛可書
乎以陰陽乎云々
地地女有比乎以父母乎波有乎
止以雖陰陽乃乎以陰与山乎
乎以父母乎定申事不宜

若云此雖いそかはりもよつあて
三乃等と一云雖所はの寸ハ
仁徳天皇三年まそわまはひの
きひこうのまて御令弁ね
みたひよ伝出うて与也
切とろん徳とからしは寸や
いくち仮寸処乃物ろひり
て寸乃なとろこと云清も

山乃寸ハ事女須て葛城と乃
いこととうひろこう事人れ
ろうろ仮やとうへなとろ也
詩正義云詩者論功頌徳之故
止辞防邪ッ訓り云寸ら同し雖
所はの湯功頌徳ッ源や清も
山寸ハ止辞防邪ッ元ろまて二
ハ徒ひ所ろまりて寸れ事
と云や一事云此二首て寸ハ風の
事や仇寸ま二部ろ是いう事

意氣定氣と意氣とを類ひん
ために行を換りて書り三ツ
類をうんで人ゝ氣定氣
とはいはんこと事に依りて
うんのりとやりかた定氣の事
氣難波津の事ハ意氣專氣清
音の事ハ定氣の事ハ意氣濁
ハ心なり〳〵て無ハ者詮て
十文字ハ至親をしめす也

不貴只父〳〵りまして三ツ
筆法のごとく放父を初とし
意氣定氣乃事ハ人ゝ
氣ハ者意ハ筆法の初
氣法ゝ軟ハ者ゝりえ氣の
ごとく也法ゝ父母乃筆ハ一筆
地二乃事ハりゝ氣の事ハ氣事を
專ハ中の乃事乃ごとく父母と
云ハ時やこれ氣を陽と云事ハ
たゝゝ氣ハ王仁ハ新座ハの

ものなり一の段國のおもむきをしるす
一等なり一等云日本紀云梅花開
始をさくやひめ花始と云事なり一
梅花をさくやひめ花と云心日本紀に
行基菩薩化心地行基菩薩
武天皇此の人心地帝の人全
行帝心王仁ハ人全なり行基
皇始る此時新羅より来
ましよ行ることは日本紀をよんだ
云梅花をさくやこの花と云
ふことはをしりくり
も須るべし日本紀もよく
顕昭の云さくやこの花
事心やこは利の助云心地花をは
他家まはるべて地花をは期花
と後事もをしへつゝ期の
花と云心なり命依るつゝ
期をして依る時をつゝと云心な
同じ事なり人のつゝしみをして
物をつゝ地二同じ書物也

又今は浪物の人多くは二首
千首ともつゞけ多人数を
召集めて会ぜらるゝ物の人のいろはを云
物の奥ふかゝは二首も今を書しる
まじそもや光源氏実母桐壺の更衣
御ゆるしなくて心ならず
時雲の上ひさしくなりぬ
より初てたゞ居まゐりて
又の年なれど人の御心を深く
うたがはせたまわるゝ文など
いとけうとく人〳〵もてなし雅院はた
よばひまでもてなしかうひうらん
んおもとなどゝありてかくて四季
ひろく人のものゝふかゝは二首を
そへてとんちりもを必物く
そのものとうつゝ事ゝなのふ
いうゝゝ人〳〵もの手紙
ろうひ物ぜそのまゝ手
とい帝し乾もすむとゝ
まし人のうろうつく

論功頌徳と寿止辞防邪之
訓とおよそ人の親の為親
ふるひなることをいふのて此
をよろこひ人のをつて
をよくしもの寿をいふ此等の
ことく人のをつくる寿を
あとに寿ん徳を引くなり
此二首ん等にて寿ぬことを
あん多くよいて寿
ふるひなることく
ふるひなることく
ふるひなることく

風言賢主治道之遷化賊之
言鋪直鋪諫令之政教善惡
比之言鬼令之美嫌於嫗諫
無言取善事以喩勧之雅正
之詩令之正為以為後世之法
頌之言誦也容也誦令之徳
廣以美之詩中多此
凡以賢主治道遷化遷化而
作詩詩者志之所之在心為志
發言為詩
若或人之賢之嫗乃能
指作書者之心志而為
あらを後乃人々をして天下
も用しむる
能令世事人々をして
さらしめんがために書をして

天下よあ花を用事知ら
そよ〳〵養覧ものなく不奇
らるこうりとそそ家た
とて住らるを一年也〳〵て
うそ武公一条院の御時に
条大納言公任卿書くる沙汰
ありし延喜の聖代の時うき
ふしうなひ公任卿をも
書とも世人不用こと大家
くりうして他家うること

うる史よ二条うよ、ありこと史
沙汰多

若公沙汰序の右注の但不詮要
の養覧ものよくとり書うり
うる史

110X
341
10